

川崎市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の
一部を改正する条例（案）

川崎市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和
46年川崎市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第3条第1項中「第7条」を「第6条」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

制 定 要 旨

地方公務員法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。

川崎市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
 (川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例関連)

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第3条第1項及び第3項並びに第6条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、川崎市立高等学校(以下「市立高等学校」という。)の教育職員の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。</p> <p>(第2条 略)</p> <p>(教育職員の教職調整額の支給等)</p> <p>第3条 市立高等学校の教育職員(校長、副校長及び教頭を除く。第6条において同じ。)には、その者の給料月額の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。</p> <p>2 前項の教職調整額の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p> <p>(第4条以下 略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第3条第1項及び第3項並びに第6条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、川崎市立高等学校(以下「市立高等学校」という。)の教育職員の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。</p> <p>(第2条 略)</p> <p>(教育職員の教職調整額の支給等)</p> <p>第3条 市立高等学校の教育職員(校長、副校長及び教頭を除く。第7条において同じ。)には、その者の給料月額の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。</p> <p>2 前項の教職調整額の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p> <p>(第4条以下 略)</p>